



# 2010

Kashin Disclosure

かしん ディスクロージャー

鹿児島信用金庫

# はつらつ未来・はつらつ笑顔。

## CONTENTS

|                 |       |
|-----------------|-------|
| ごあいさつ           | 1~2   |
| 当金庫の概要          | 3~4   |
| 当金庫の考え方         | 5~14  |
| 21年度の事業概況       | 15~16 |
| 明るい豊かな地域づくりのために | 17~18 |
| 地域への支援・貢献活動について | 19~21 |
| 商品・業務のご案内       | 22~26 |
| 店舗一覧・キャッシュコーナー  | 27~29 |
| 信金中央金庫のご案内      | 30    |
| 信用金庫のしくみについて    | 31~34 |
| 主要事業内容・沿革       | 35    |
| 資料編             | 36~81 |

九州新幹線全線開業による観光需要の増加が見込まれること等、明るい光があることも事実であります。

このような環境の中、当金庫は、取引先の実情に応じたきめ細かな対応に努め、中小企業金融の円滑化に引き続き全力で取り組むとともに、経営の健全性を維持しつつ、収益性を高めていくことに積極的に取り組んでまいります。

また、平成22年度は21年4月からスタートした新3ヶ年計画の2年目として「はつらつ未来、はつらつ笑顔」を合言葉に、地元企業や個人のお客様に満足していただける金融機関として役職員一同全力をつくしてまいります。

皆様方におかれましては、何卒、一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

理事長 後藤 孝行  
平成22年7月



## ごあいさつ

平素より鹿児島信用金庫をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様にご理解を深めていただき、今後一層のご愛顧を願って、「ディスクロージャー誌」2010 かしんディスクロージャー」を作成いたしました。ご覧のうえ当金庫の経営内容についてご理解いただければ幸いです。

さて、平成21年度は、世界的な金融危機を発端とする急速な景気の落ち込みの後、世界各国の様々な政府対応もあつて、ひとところに比べれば落ち着きを取り戻し、一部に持ち直しの動きも見られるようになりました。しかしながら、昨年初以降の急激な円高も加わり、デフレの認識が明確になる中で、先行きの不透明感は依然として払拭されない状況が続いております。

地元鹿児島におきましても、生産活動や個人消費の一部に持ち直しの動きが見られるものの雇用情勢が低迷し、観光関連も低調に推移するなど全体として厳しい状況が続いています。

しかしながら、足元を見ると、中心市街地への新商業施設の出店による個人消費増加への期待や、来年春に迫った



## 当金庫の概要

本店所在地／鹿児島市名山町1-23

創立／大正11年10月1日

会員数／44,291人

出資金／39億19百万円

預金／2,780億円

貸出金／1,900億円

店舗数／44ヶ店(代理店含む)

常勤役員数／505人

(平成22年3月31日現在)

## ●コーポレートマーク



はつらつ未来・はつらつ笑顔。

# 鹿児島信用金庫

この街と歩み続けて88年。「かしん」はこれからもお客様の総合的パートナーとして、また地域社会の発展に役立つ金融機関として皆様とともに成長・発展を目指します。

## ●●● 経営理念 ●●●

中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄のため地域金融機関として密接な関係づくりに努めるとともに、経営活動を最大限に効率化し、いかなる環境変化にも耐え得る経営体質をつくりあげ、お客様の総合的パートナーとして、また地域文化の発展に役立つ金融機関として皆様とともに成長・発展を目指します。

## ●●● 基本方針 ●●●

- 我々は地域経済の伸展に寄与する。
- 我々は自己の職責を誠実に果たす。
- 我々は中小企業者へ奉仕する。
- 我々はお互いの資質向上に努める。
- 我々は金庫の健全経営に協力する。

# 役

# 員

(平成22年6月25日現在)

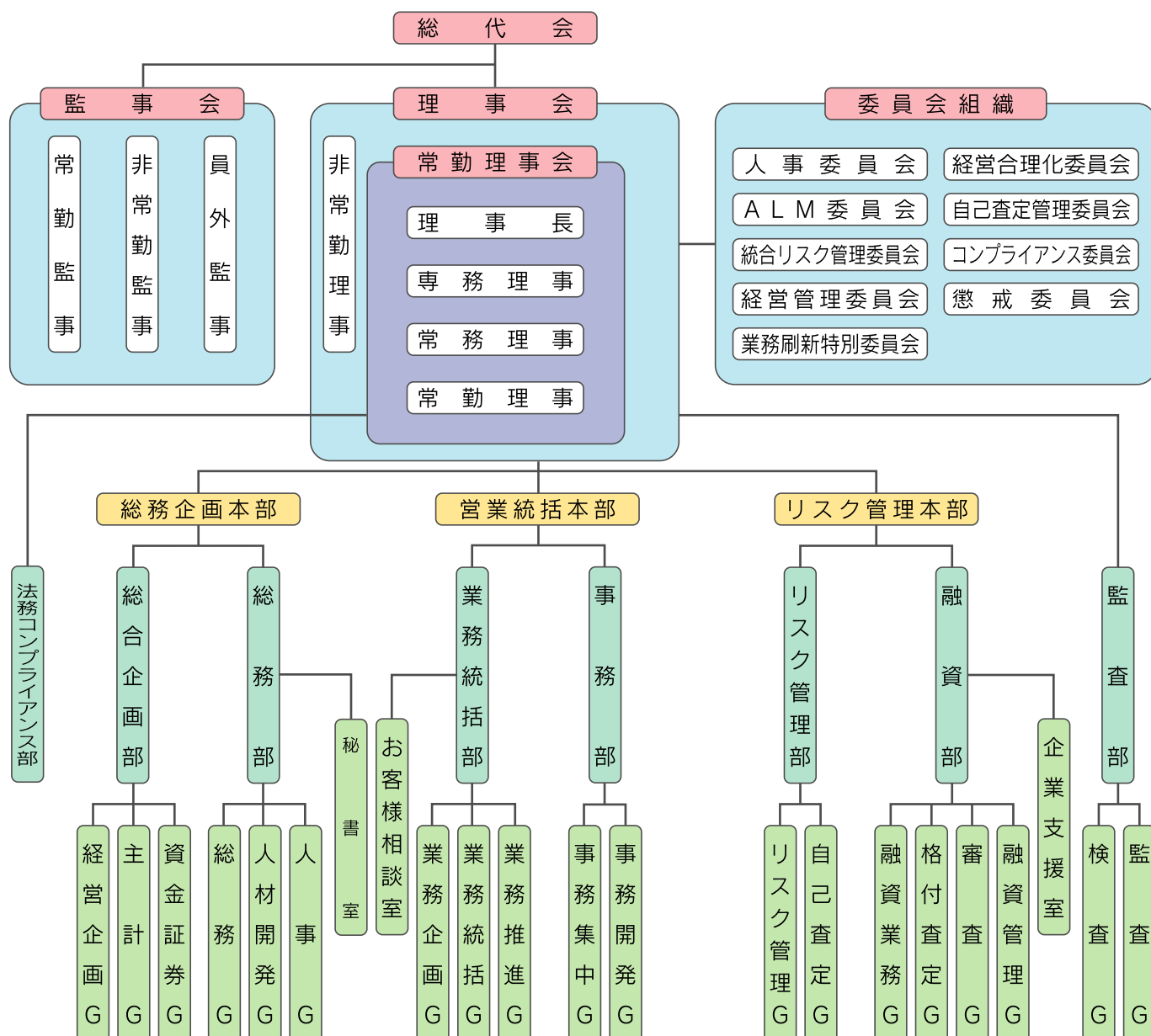
|                          |                              |                      |                                              |
|--------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------------------------------|
| ■理事長<br>後藤 孝行            | ■常勤理事(事務担当)<br>梅田 望          | ■常勤理事(融資部長)<br>原 蘭 勉 | ■常勤監事<br>北 蘭 幸一                              |
| ■専務理事(リスク管理本部長)<br>中俣 義公 | ■常勤理事(総合企画部長)<br>山神 盛        | ■理 事(相談役)<br>岩男 秀彦   | ■監 事<br>小正 芳史                                |
| ■常務理事(総務企画本部長)<br>長崎 通和  | ■常勤理事(法務コンプライアンス部長)<br>中並 聖博 | ■理 事<br>近藤 健         | ■監 事<br>迫 貞義                                 |
| ■常務理事(営業統括本部長)<br>中村 和人  | ■常勤理事(業務統括部長)<br>坂元 次男       | ■理 事<br>菅井 憲郎        | ※監事 迫 貞義は、信用金庫<br>法第32条第5項で定める員外<br>監事であります。 |

# 組

# 織

# 図

(平成22年6月末現在)



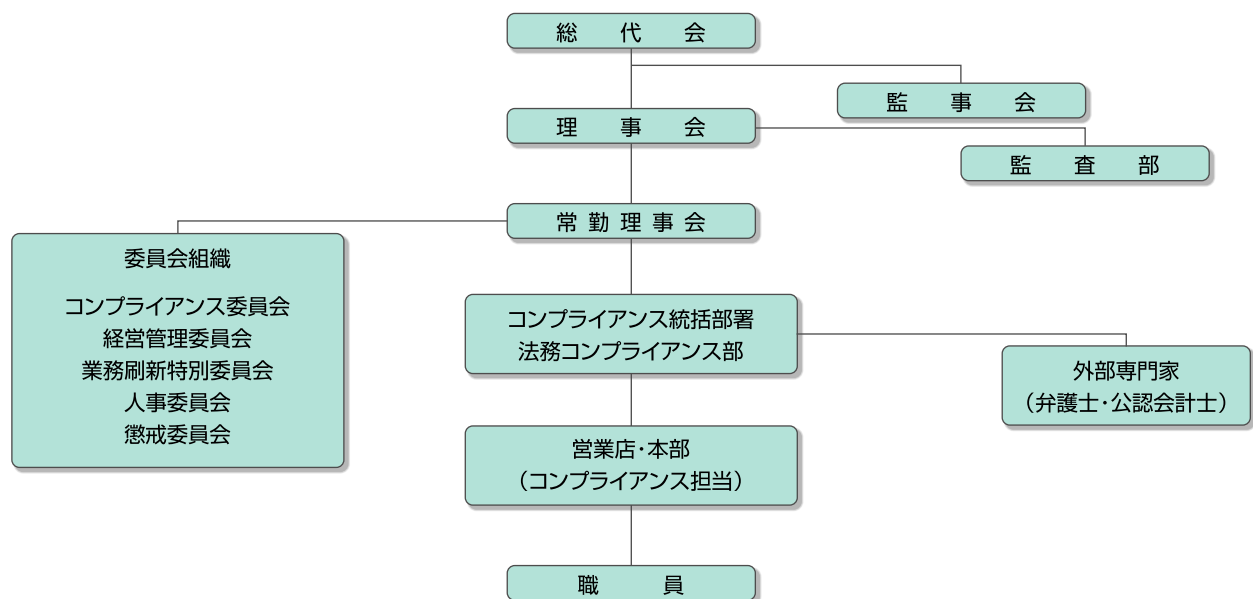
### コンプライアンスを経営上の最重要課題として位置付けています！

当金庫では、「かしん行動憲章」に基づき法令遵守のための「かしん行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・チェックリスト」を作成し、意識高揚を図ると共に、本部各部・営業店に「コンプライアンス管理者・コンプライアンス担当者」を任命し、所轄業務及び職員のコンプライアンスの徹底を図り、金庫全体のコンプライアンスに対する推進・管理を行っております。

また、「コンプライアンス経営」が金庫経営の最重要課題であると位置付け、当金庫の透明性を確保するため金庫と関係のない公正な立場の「経営管理委員会」を設置するとともに、信頼回復に向けた経営が着実に遂行されることを確認するとともに必要な措置を講じることを目的として「業務刷新特別委員会」を設置いたしております。

### 当金庫のコンプライアンス体制図

コンプライアンス統括部門として、「法務コンプライアンス部」を設置し、法令等遵守態勢等について牽制機能を発揮するための取組みを強化しています。



#### 経営管理委員会

鹿児島信用金庫の法令遵守等態勢の整備や不祥事件の未然防止策及び適正な業務運営のため、業務進捗状況の検証や職員からの個別事案への対応等について審議、助言等を理事会へ提言して、金庫経営の透明性を確保し、適格なリスク管理を実施するとともに、内部事務管理の重要性を認識した責任ある経営態勢の確立を図ることを目的としています。

#### 相談窓口の拡充

当金庫では以前から、倫理ヘルプラインを設け、コンプライアンス統括部門への相談窓口として推進してまいりました。相談窓口の拡充を図るため、外部(弁護士)と業務委託契約を締結し、より相談等をしやすい環境を整えました。  
また、内部においても女性からの相談窓口として、統括部門および人事担当部門へ女性用の相談窓口を設置いたしました。

#### 業務刷新特別委員会

業務刷新特別委員会は、金庫の透明性を確保するため経営管理委員会の提言を受け、法令等遵守態勢の整備や不祥事件の未然防止策及び適正な業務運営、信頼回復に向けた経営が着実に遂行されることを確認するとともに、必要な措置を講じることを目的としています。

#### 研修体制の強化

毎年度初めに作成するコンプライアンス・プログラムに則り、全店共通部分および支店独自部分での研修を行っております。  
また、外部有識者(弁護士等)を招き階層毎の役職員コンプライアンス研修を実施し、役職員の法令等遵守意識の醸成を図っております。

経営陣は次のとおり「法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営に努める」旨のコンプライアンス宣言を行います。

## コンプライアンス宣言

私は、お客様や社会の信頼にお応えするため、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、改めて法令等遵守にかかる「かしん行動憲章」に定められた「法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営」に努めていくことを宣言いたします。

鹿児島信用金庫 理事長 後藤 孝行

職員は次のような「コンプライアンスに関する誓約書」に自書捺印しコンプライアンスの意識を高めています。

## コンプライアンスに関する誓約書

### 信頼性の確保

- ・私は、誠実・公正な業務を遂行します。
- ・私は、お客様へより良いサービスを提供します。
- ・私は、お客様の情報を厳格に管理し、第三者に開示・漏洩いたしません。
- ・私は、お客様との約束を守ります。
- ・私は、金融商品等を正しく理解していただくため、十分な説明をします。
- ・私は、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

### 責任と禁止行為

- ・私は、法令や金庫の方針ならびに諸規定を正しく理解し、法令等を遵守します。
- ・私は、公私混同をせず金庫の関係する取引先に対して健全な対応を行います。

### 職場規律

- ・私は、職場の規律・秩序を守り誠実にその義務を果たします。
- ・私は、人格を尊重し、働きやすい職場環境を確保します。
- ・私は、当金庫の内部情報を厳格に管理します。
- ・私は、社会的批判を受けるような投機行為は行いません。

当金庫では、「かしん行動憲章」を定めています。この行動憲章は鹿児島信用金庫基本方針5カ条の経営理念に根ざした「金庫職員のあるべき姿」が掲げられています。今後も、不断の努力によりコンプライアンス意識の醸成に努め、お客様から信頼される金融機関を目指してまいります。

## かしん行動憲章

### ■鹿児島信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

- 1.鹿児島信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

### ■質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

- 2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

### ■法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

- 3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して悖ることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

### ■経営の積極的ディスクロースと地域社会とのコミュニケーション

- 4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努める。

### ■コンプライアンスの職場風土の形成と役職員の人権の尊重等

- 5.良識の蓄積に努め、コンプライアンス環境を醸成し、役職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

### ■環境問題への取組

- 6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### ■社会貢献活動への取組み

- 7.鹿児島信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

### ■反社会勢力の排除

- 8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

### 内部統制システムについて

近年、金融機関を取り巻く経済・金融環境は、ますます複雑化・多様化の一途をたどり、金庫経営に大きな影響を与えております。このような金融環境のもと、不祥事件等の事故防止ならびに財務諸表の信頼性確保の観点から、法令等遵守態勢のさらなる強化や業務処理における相互牽制機能の強化に努めています。

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制基本方針」に則って、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実行性確保に努めます。

### 内部統制基本方針

#### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事及び職員は当金庫の経営理念・基本方針に基づき行動する。
- (2) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る当金庫役職員の行動指針を「かしん行動憲章」及び「かしん行動規範」として定め、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (3) 法令等遵守を確保する体制として、当金庫内の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに、本部各部および営業店毎に「コンプライアンス管理者」、「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図るほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行なう機関としてコンプライアンス委員会を設置する。  
また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ヘルプライン）を設置する。
- (4) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を実施し、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

#### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会等の議事録は、「理事会規程」、「常勤理事会規程」及び各委員会規程等に基づき作成し、適切に保存・管理する。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- (4) 当金庫が保有する情報資産を適切に保護し管理するため「情報資産保護に関する基本方針」を定め、情報資産の安全対策に努める。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」を基本方針として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
- (2) リスク管理の体制は、当金庫全体のリスク管理統括部署及びリスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。また、統合リスク管理委員会等を設置し、統合的にリスクを管理する体制を確立する。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて統合リスク管理委員会に報告し、リスク管理態勢に関する重要な事項は理事会にも報告する。
- (4) 内部監査部門は、リスク管理状況について監査を実施し、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

#### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則月1回定期的に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常勤理事で構成する常勤理事会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2) 理事会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて常勤理事会において議論を行う。
- (3) 理事会は経営計画及び業務運営方針に関して定期的に検証すべき項目を定め、各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 理事は、会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

#### 5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

## 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けない。
- (2) 監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

## 7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
  - ① 理事会で決議された事項
  - ② 常勤理事会で決議された事項
  - ③ 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ④ 経営状況について重要な事項
  - ⑤ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ⑥ 重大な法令・定款違反
  - ⑦ 公益通報の状況及び内容
  - ⑧ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は前項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合には監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

## 8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

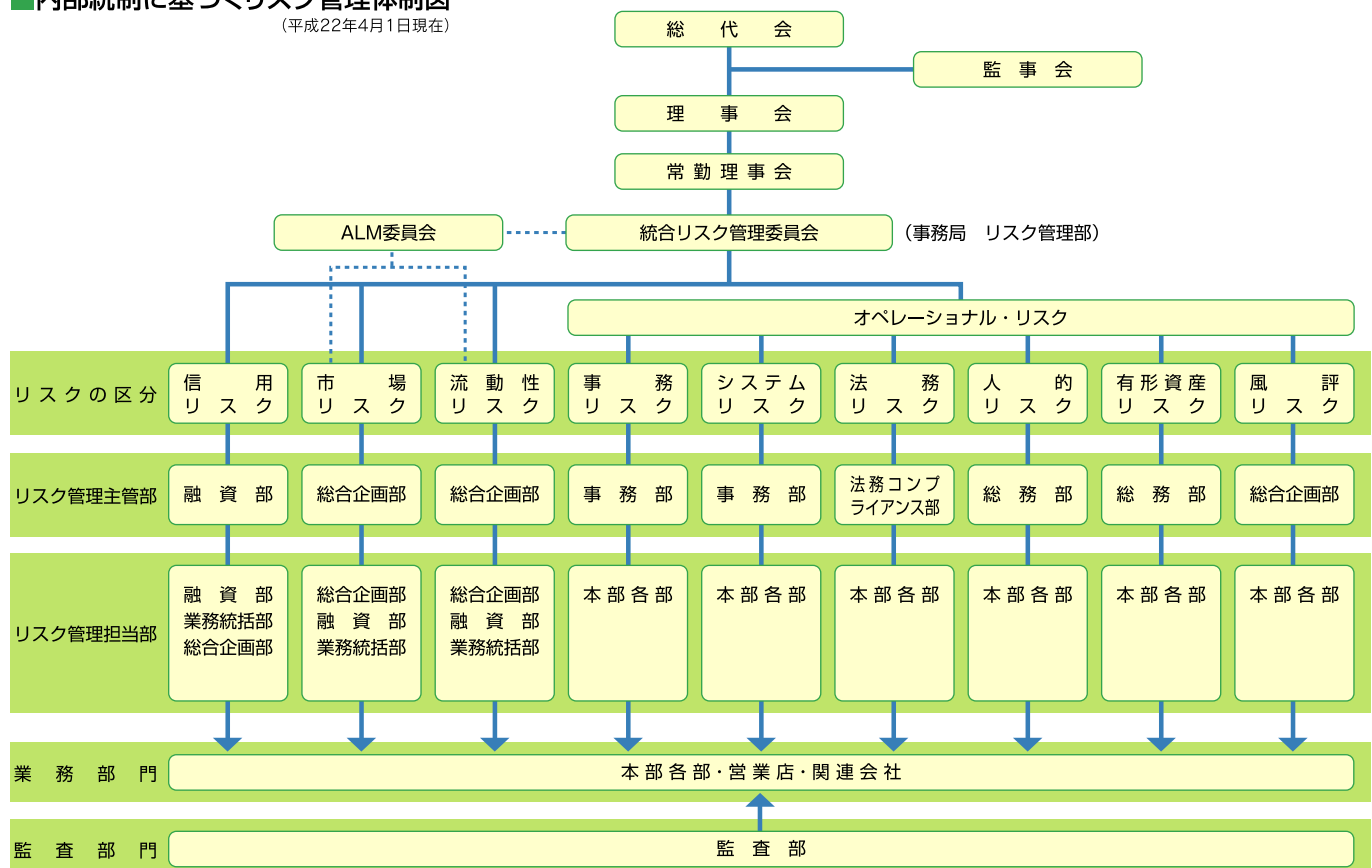
- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- (3) 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

## 9. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子会社・関連会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
- (2) 当金庫と当金庫の子会社・関連会社等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
- (3) 監事および内部監査部門は、当金庫の子会社・関連会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行う。また、監査の対象とできない当金庫の子会社・関連会社等の業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象とする。

### ■内部統制に基づくリスク管理体制図

(平成22年4月1日現在)



## リスク管理態勢について

### リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化・情報技術の進展にともない、金融機関を取り巻く環境は日々変化し、管理すべきリスクも一段と複雑化・多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

当金庫では、リスク管理は「金融業の本質」であるとの認識に立ち、コンプライアンス態勢同様経営の最重要課題として位置付け、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図り、適切な業務の遂行を可能にすることを目的に、リスク管理体制の整備及び強化に積極的に取り組んでいます。

### 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めた金融機関の直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことであり、当金庫でも適切な管理に努めています。

また、当金庫では、リスク・カテゴリー（リスクの種類）ごとに管理担当部署を定め、その特性に応じた管理を実施するとともに、統合リスク管理委員会において、これらのリスクを管理する体制としています。

#### 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等に起因し、資産の価値が減少ないし滅失し、損失を被るリスクのことで、最も重要かつ基本的なリスクです。当金庫では、「信用リスク管理要領」を策定し、その中で与信業務に関する基本方針を定めた「与信判断の指針」（クレジットポリシー）を定め、その理解と遵守を広く役職員に促し、徹底を図っています。また、貸出資産の健全性を維持するため、審査部門と営業推進部門を分離して、審査の独立性を保持し厳格な審査体制をとるとともに、自己査定システム、不動産担保管理システム、信用格付システム等、資産管理の高度化に努めています。

#### 市場リスク

市場リスクとは、金融機関が資金を調達・運用する金融市場では金利、為替相場、有価証券の価格などが常に変動しており、この変動によって損失を被るリスクのことです。当金庫では、「市場関連リスク管理要領」を策定し、その中で市場関連業務に関する基本方針等を定めています。また、ALM委員会を設置しALMシステムによるリスクの分析、経済・金利見通しなどに基づいた運用・調達の方針を策定し、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めています。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによって損失を被るリスクのことです。当金庫では、「流動性リスク管理要領」を策定し、その中で支払準備金運用業務の基本方針等を定め、市場流動性の状況を適切に把握し、対応するとともに当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しています。

#### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金庫が業務を行う上で発生し得る、業務プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないことから被るリスクのことです。

当金庫では、これを「事務リスク」・「システムリスク」・「法務リスク」・「人的リスク」・「有形資産リスク」・「風評リスク」の6つのリスクに分類し、部門別にリスク管理を行っています。

このオペレーショナル・リスクは計量化が難しいため、当金庫では自己資本比率計算上の「基礎的手法」を用いて計量化しています。

## (オペレーショナル・リスクの内訳)

**事務リスク**

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによって損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「事務リスク管理要領」を策定し、事務リスクを軽減するための適切な方策を講じる等、事務リスクについて総合的に管理する体制を構築しております。また、監査部が本部・営業店に対し、定期的に予告無しに臨店監査を実施するとともに、営業店には店内検査を月例で義務付けている他、日常の事務ミス防止のために事務指導部門による営業店への臨店指導など事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

**システムリスク**

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、「システムリスク管理要領」を策定し、ハードウェアや回線の二重化等による障害対策等システムリスクの管理強化に努めています。さらに、万一のシステム障害発生時に備え、「システム障害対策要領」を作成し、当金庫の経営に重大な影響を及ぼす事態が発生する恐れのある場合についての対応体制も整えています。

**法務リスク**

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、信用の失墜を招き損失を被るリスクのことです。当金庫では、「法務リスク管理要領」を策定し、経営方針、コンプライアンス規程・行動憲章・行動規範・コンプライアンスマニュアル等に則り、法務リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図っています。

**人的リスク**

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正などから人材の流出・喪失などの士気の低下などにより損失を被るリスクおよびセクシャルハラスメントなどの差別的行為により損失を被るリスクのことです。当金庫では、人的リスク管理は、人材の流出・喪失などによる士気の低下など人事処遇の問題や勤務管理上の問題ならびに職場の安全衛生環境の問題が生じる可能性を減少させるよう管理に努めています。

**有形資産リスク**

有形資産リスクとは、災害や資産管理の瑕疵などの事象から、不動産・動産（設備什器など）・備品などの資産の毀損や執務環境などの質の低下などにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスクのことです。当金庫では、自然災害、外部からの脅威等の増加に伴い有形資産が毀損するリスクが増加しているとの認識をもとに有形資産リスクを軽減させるよう適切な方策を講じてまいります。

**風評リスク**

風評リスクとは、種々の緊急事態の発生による風評や金融機関の経営内容等が誤って伝えられることにより、経営にとってマイナスの影響が発生し、直接・間接を問わず不測の損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「企業活動では、風評リスクは常に付きまとうものであるが、察知できる場合も少なくない」との認識から、「風評リスク対応マニュアル」を策定し、風評リスク発生時の組織体制も整えています。

## 大きく 貸金業法が 変わります! あなたは大丈夫ですか?

消費者金融などを利用する方は必読! 借入れのルールが変わります。

### 改正貸金業法の概要

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。

**この貸金業法が、大きく変わります。** 利用者の皆さんが安心して借りられるように、次の点が変わることとなりました。

- 1 総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止**
  - 年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。
  - 借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。
- 2 上限金利の引下げ**
  - 法律の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。
- 3 貸金業者に対する規制も厳しく**
  - 法令厳守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

### 重要なポイント

- 借入れは年収の3分の1までに
- 借入れには年収の証明が必要
- ヤミ金融(無登録業者など)からは絶対に借りないで!
- 困ったら、あせらないで、まず相談

### 困ったときの相談窓口

「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてないで、無料の相談窓口にお電話を。

#### 財務局の多重債務相談窓口

- |                       |                      |                        |
|-----------------------|----------------------|------------------------|
| ・北海道財務局……011-807-5145 | ・東海財務局……052-951-1764 | ・九州財務局……096-351-0150   |
| ・東北財務局……022-266-5703  | ・近畿財務局……06-6949-6875 | ・福岡財務支局……092-411-7291  |
| ・関東財務局……048-600-1113  | ・中国財務局……082-221-9206 | ・沖縄総合事務局……098-866-5070 |
| ・北陸財務局……076-292-7951  | ・四国財務局……087-831-2155 |                        |

#### 地方自治体の消費生活相談窓口

- 消費者ホットライン…0570-064-370

#### 法テラス

- 法テラス コールセンター…0570-078374  
法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国のテラス事務所では、☐ 無料法律相談 ☐ 弁護士・司法書士費用の立替えを行います。利用には、収入等が一定額以上であるなどの条件を満たす必要があります。

#### 日本貸金業協会

- ・日本貸金業協会 相談センター…0570-051-051

#### (財)日本クレジットカウンセリング協会

- ・東京センター…03-3226-0121

最寄りの弁護士会・司法書士会でも相談できます。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。 [www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/)

当金庫では、平成22年6月18日より完全施行された改正貸金業法に対応するため「ローン相談窓口」の機能拡充を図ってまいります。

### 1.改正貸金業法に対する周知

- 目的…改正貸金業法の完全施行に伴い、総量規制や上限金利の引下げ等が実施されました。金融庁・消費者庁では、貸金業法が大きく変わります。あなたは大丈夫ですか? キャンペーンを行っており、当金庫でも改正貸金業法について周知の協力を行うものです。
- 方法…改正貸金業法についての店内ポスター掲示やお客様へのリーフレット配布により周知を図ります。
- 取扱開始日…平成22年6月30日(水曜日)より

### 2.「ローン相談窓口」の機能拡充

- 現行 当金庫は消費者ローンや住宅ローンに対する新規ご融資や返済相談に応じるため全店に「ローン相談窓口」を設置しています。
- 多重債務者相談機能
  - ①多重債務者相談機能…改正貸金業法の完全施行により、現在消費者金融等をご利用いただいている方からの相談等が増加していくものと思われることから、今回「ローン相談窓口」に新たに多重債務者等の相談窓口を設置します。
  - ②相談への丁寧な対応…相談者に対して親身になってヒアリングを行い状況を丁寧に把握した結果、債務を一本化することで返済が可能となり、当金庫の融資商品がご利用可能なお客様には、その対応を図ってまいります。
  - ③窓口設置対象店舗…当金庫の本・支店および本部(業務統括部)
  - ④相談担当者…各本・支店の融資担当および次長
  - ⑤相談受付日及び時間…金庫営業日 午前9時~午後5時まで  
(午後3時以降もお電話による相談受付をいたします。)

### 3.対象商品について

現在、当金庫では債務一本化にご利用いただける商品(ローン)を、3商品ご用意しております。

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島信用金庫 業務統括部

TEL:0120-223-158(フリーダイヤル)  
 〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号

**当金庫では、金融円滑化措置に対する対応としまして、以下のような基本方針および対応組織を整えております。**

## 地域金融円滑化のための基本方針

地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取 組 方 針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢、整備を図っております。

- ① 当金庫では、お客様のご要望に応えるよう真摯に対応致します。
- ② 当金庫では、お客様の経営相談・経営指導・経営改善に向け積極的に支援致します。
- ③ 当金庫では、金融円滑化法に則り金融円滑化管理方針及び同規程を策定致しました。(平成22年2月1日から適用)
- ④ 当金庫では、金融円滑化管理全般を統括する部門を設置致しました。
- ⑤ 当金庫では、金融円滑化管理に関する担当役員等責任者を配置致しました。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

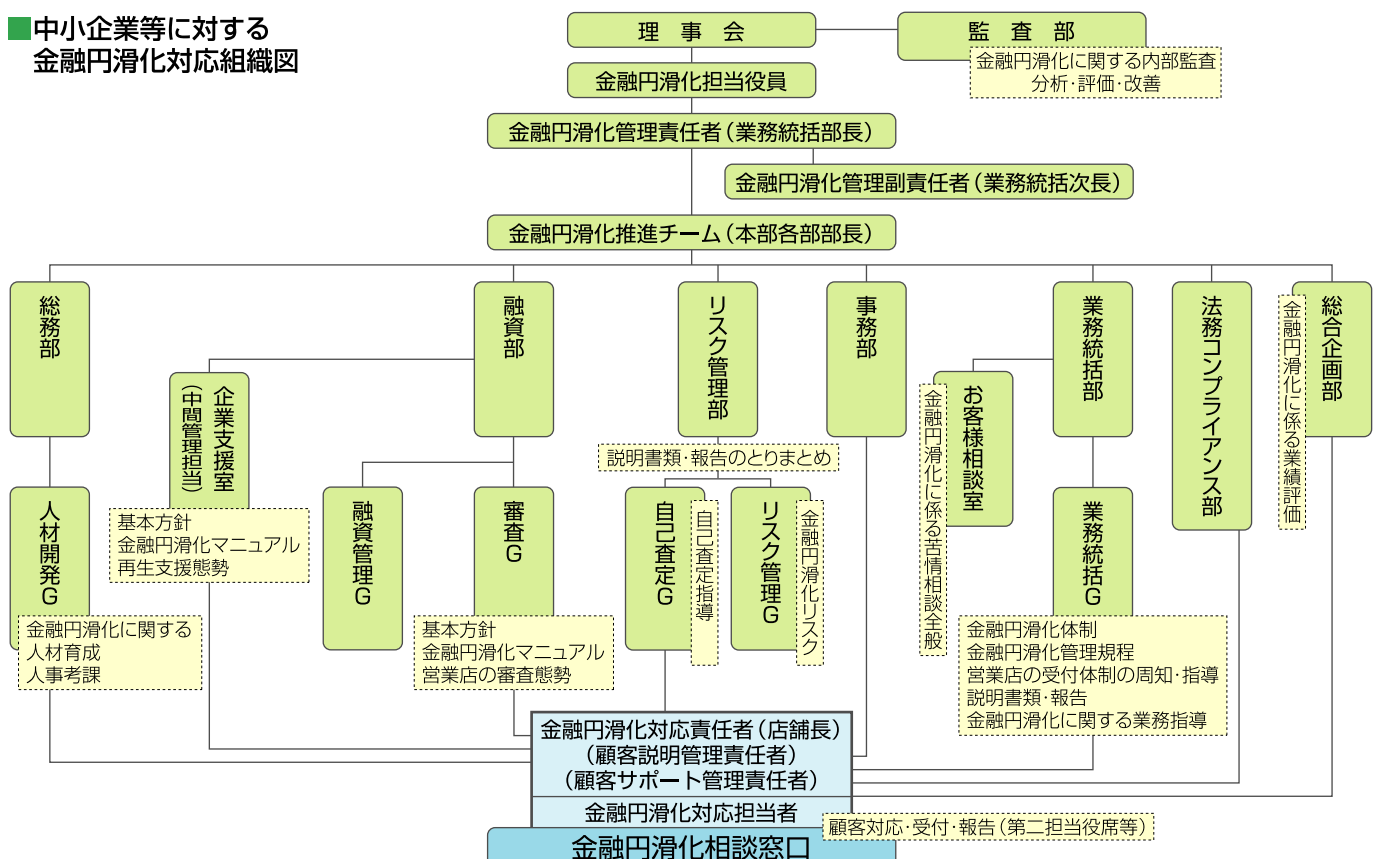
\*なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島信用金庫 業務統括部

(直通) 電話番号0120-223-158(金融円滑化ご相談フリーダイヤル)  
〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号

## ■ 中小企業等に対する 金融円滑化対応組織図



## 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫が、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上

## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断することにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対し資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

【注】本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。

暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等といった属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求等の行為要件にも着目して判断します。

## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）要約

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

- 個人情報とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。
- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。
- お客様の個人情報は、お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項、営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項、その他一般に公開されている情報等から取得しています。
- 当金庫は、別に定めた利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。  
別に定めた利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。
- 当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。
- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者様がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。
- 当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫業務統括部までご連絡下さい。

## 地域密着型金融への取組み

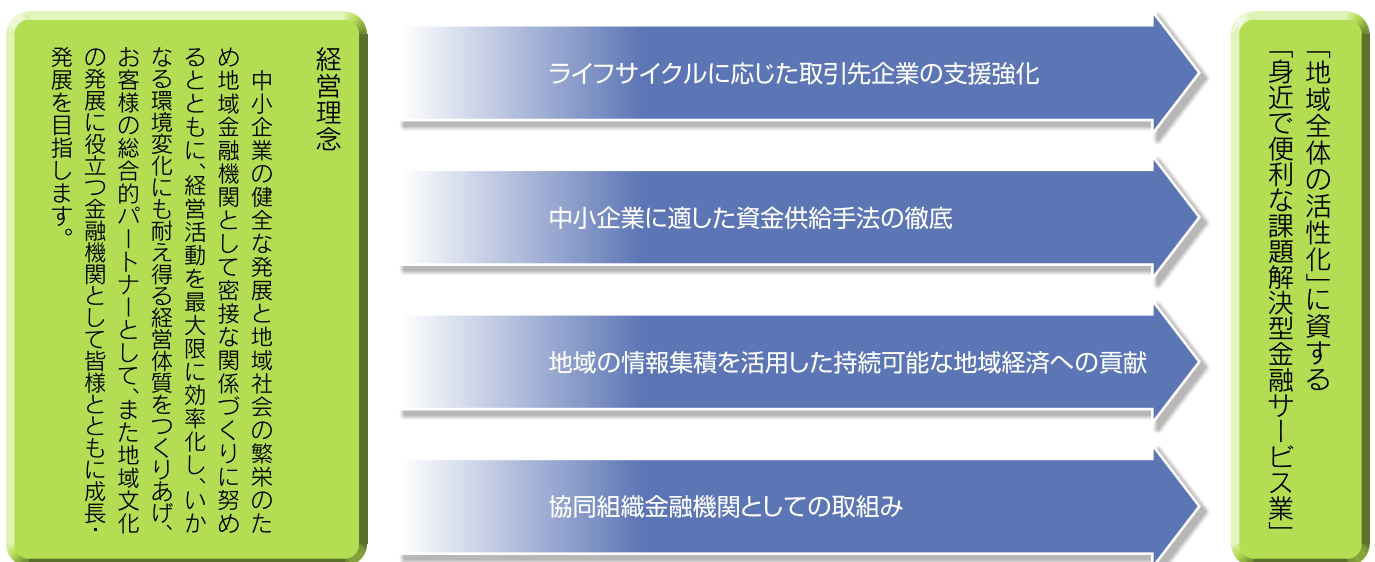
当金庫の『地域密着型金融推進計画』につきましては、

- ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年度～16年度)
- ・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」(平成17年度～18年度)
- ・「かしん地域密着型金融推進計画」(平成19年度～20年度)

と策定・推進してまいりました。

当金庫は平成21年度から新3ヵ年計画『新たなる出発 ～新たな価値の創造による持続性のある経営の確立を目指して再出発～』をスタートさせましたが、『地域密着型金融推進計画』につきましても、引き続き「かしん地域密着型金融推進計画」(平成21年度～22年度)を策定し推進してまいります。

## 「かしん地域密着型金融推進計画」の基本的な考え方



### 1 計画期間

平成21年4月から平成23年3月まで(2年間)

### 2 経営理念

中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄のため地域金融機関として密接な関係づくりに努めるとともに、経営活動を最大限に効率化し、いかなる環境変化にも耐え得る経営体質をつくりあげ、お客様の総合的パートナーとして、また地域文化の発展に役立つ金融機関として皆様とともに成長・発展を目指します。

### 3 目指す姿

現下の厳しい景気情勢の下で、中小企業の業況は一段と厳しい状況にありますが、当金庫は、不況こそ信用金庫の出番であると認識し、中小企業金融の円滑化に最大限注力するとともに、経営の健全性を維持しつつ、収益性を高めていくことに積極的に取り組んでまいります。

21年4月からスタートする新3ヵ年計画においても、「地域密着型金融のさらなる深化による顧客への満足の提供」を基本方針として掲げ、お客様と私たち「かしん」の両方が満足をえられる「Win-Winの関係」の構築を目指します。

### 4 基本目標

#### ■ ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

- ①創業・新事業支援機能の強化
- ②取引先企業に対する経営改善支援の強化
- ③事業再生に向けた積極的取組み
- ④取引先企業に対する事業承継支援の強化

#### ■ 中小企業に適した資金供給手法の徹底

- ・担保・保証に過度に依存しない融資の推進

#### ■ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- ・取引先企業間におけるビジネスマッチング

#### ■ 協同組織金融機関としての取組み

- ①目利き能力の向上、人材の育成
- ②情報開示の充実に向けた取組み
- ③法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- ④顧客保護管理態勢の強化

# 2010 Kashin Disclosure

## 21年度の事業概況

### 金融経済環境

平成21年度は、世界的な金融危機を発端とする急速な景気の落ち込みの後、世界各国の様々な政府対応もあって、ひとところに比べれば落ち着きを取り戻し、一部に持ち直しの動きも見られるようになりました。しかしながら、秋以降の急激な円高も加わり、デフレの認識が明確になる中で、先行きの不透明感は依然として払拭されない状況が続いております。

県内景況についても、生産活動や個人消費の一部に持ち直しの動きが見られるものの雇用情勢が低迷し、観光関連も低調に推移するなど全体として厳しい状況が続いています。

### 事業方針

平成21年度は、新3ヶ年計画（平成21年4月1日～24年3月31日）の初年度として、「コンプライアンス態勢の強化」「中小企業金融の円滑化」「経営体質の強化」を金庫全体の事業方針として事業を推進しました。

### 業績

#### 預金

当期末における預金は、個人預金、法人預金とも増加して前期末に比べ35億77百万円増加し、2,780億49百万円となりました。

#### 貸出金

当期末における貸出金残高は、緊急経済対策を踏まえ資金繰り支援など中小企業の円滑化に傾注したこともあり、前期末に比べ21億61百万円増加し、1,900億87百万円となりました。

#### 損益

収益面では、取引先への経営改善支援の取組みによる貸倒引当金など与信関係費用が減少した結果、業務純益は12億51百万円、経常利益は1億79百万円、当期純利益は3億61百万円となりました。

### 当金庫が対処すべき課題

迎える平成22年度は、景気低迷が続く中で、ほぼすべての業種で受注や売上の減少、さらには収益の悪化が懸念され、地域経済の厳しさが一段と強まることも予想されます。

このような環境の中、当金庫は、取引先の実情に応じたきめ細かな対応に努め、中小企業金融の円滑化に引き続き全力で取り組むとともに、経営の健全性を維持しつつ、収益性を高めていくことに積極的に取り組んでまいります。

また、平成22年度は21年4月からスタートした新3ヶ年計画の2年目として、「はつらつ未来、はつらつ笑顔」を合言葉に、地元企業や個人のお客様に満足いただける金融機関として役職員一同全力をつくしてまいります。

## 主な経営指標の推移

|                              | 平成17年度      | 平成18年度      | 平成19年度      | 平成20年度      | 平成21年度      |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益 (千円)                    | 7,743,674   | 7,401,014   | 7,580,954   | 7,217,952   | 7,135,265   |
| 経常利益 (千円)                    | 443,457     | 233,676     | 66,833      | △1,665,982  | 179,037     |
| 当期純利益 (千円)                   | 372,176     | 508,800     | 177,507     | △1,509,585  | 361,823     |
| 出資総額 (百万円)                   | 3,951       | 3,951       | 3,944       | 3,934       | 3,919       |
| 出資総口数 (千口)                   | 7,902       | 7,903       | 7,888       | 7,869       | 7,839       |
| 純資産額 (百万円)                   | 12,027      | 12,804      | 12,611      | 10,669      | 11,625      |
| 総資産額 (百万円)                   | 306,860     | 300,184     | 300,208     | 292,183     | 295,743     |
| 預金積金残高 (百万円)                 | 286,214     | 279,326     | 280,533     | 274,472     | 278,049     |
| 貸出金残高 (百万円)                  | 199,728     | 192,313     | 186,523     | 187,926     | 190,087     |
| 有価証券残高 (百万円)                 | 51,101      | 50,184      | 50,996      | 46,820      | 48,535      |
| 単体自己資本比率 (%)                 | 6.60        | 7.54        | 7.77        | 7.27        | 7.29        |
| 出資に対する配当金<br>(出資一口当たり) (百万円) | 78<br>(10円) | 79<br>(10円) | 78<br>(10円) | 78<br>(10円) | 78<br>(10円) |

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうか判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

## ■職 員 数

|             | 18年3月末 | 19年3月末 | 20年3月末 | 21年3月末 | 22年3月末 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職員数(人)      | 495    | 494    | 468    | 480    | 496    |
| (うち男子)      | 329    | 326    | 314    | 316    | 326    |
| (うち女子)      | 166    | 168    | 154    | 164    | 170    |
| 平均年齢(歳/月)   | 37歳7ヶ月 | 37歳3ヶ月 | 37歳6ヶ月 | 37歳6ヶ月 | 37歳5ヶ月 |
| 平均勤続年数(年/月) | 15年9ヶ月 | 15年5ヶ月 | 15年8ヶ月 | 15年8ヶ月 | 14年8ヶ月 |

